

ICA –人類のアーカイブズ遺産の保存と利用を推進する国際機関

国立公文書館統括公文書専門官室公文書専門官

小原 由美子 おはら・ゆみこ

はじめに

International Council on Archives (以下、ICA) は、1948年に設立されたアーカイブズの国際機関である。当館では「国際公文書館会議」と訳しているが、国際文書館評議会、国際アーカイブズ評議会とも訳されている。ICA は、国や地方公共団体により設立された「公文書館」にとどまらず、企業や大学の資料館、アーキビスト養成に携わる教育機関など、広くアーカイブズに関係する団体や個人が会員となっており、HPによれば、現在195の国と地域から約1,500の会員が加盟している。¹ 国立公文書館は、館が設立された翌年の1972年にICAに加盟、以後40年にわたってその活動に参画し、参加した会合の報告を本誌（本誌創刊以前は「北の丸」）に毎年掲載している。

2012年はオリンピックイヤーであると同時に、ICAが4年に1度開催しているICA大会の開催年でもある。この機会に、国際的なアーカイブズ連携の要（かなめ）となっているICAの沿革と現在の活動について、改めて紹介したい。

1. ICAの沿革

1.1 設立までの背景

アーカイブズに関する最初の国際会議は、1910年8月にベルギーのブリュッセルで開催された、アーキビストとライブラリアンに関する国際会議（The Congress of Archivists and Librarians）であるとされている。この会議はベルギーのアーキビスト Joseph Cuvelier らの尽力により開催されたもので、アメリカからも代表団が参加し、アーキビスト教育や出所原則などの重要なテーマが話

し合われたが、残念ながら会議の継続的な開催は実現しなかった。²

第2次世界大戦終結後、1) 国際連合教育科学文化機関（UNESCO）がパリを本部として設置され、教育・科学・文化分野の非政府機関を支援したこと、2) 1946年にアメリカの修復家 Chauncey J. Hamlin の尽力により、国際博物館連盟（International Council of Museums、ICOM）が設立されたこと、などが牽引力となり、アーカイブズのための国際機関設立の機運が高まった。³ 中心となったのは、第2代合衆国アーキビスト（国立公文書館長）であり、米国アーキビスト協会（Society of American Archivists、以下、SAA）の会長でもあった Solon J. Buck であった。Buck は1946年10月のSAAの年次総会で次のように述べている。「...世界中の人類のアーカイブズ遺産の有効な利用を守り、発展させ、促進する役割を担う国際機関が必要です。このような機関がアーキビストの手で設立され、運営されるべきだと信じます。この機関は独立機関であるべきですが、国連及びその傘下の関連機関である国連教育科学文化機関、UNESCO との関係を持ったものでなければなりません。」⁴ Buck は、国際協力が必要な課題として次の12項目を挙げている。(1) 一国に留まらない国際的な活動に関するアーカイブズの保存、(2) 戦争で被害を受けたアーカイブズの再生、(3) 戦争からのアーカイブズの保護、(4) 国際平和調停の記録、(5) 大量に存在する近代記録の取り扱い、(6) 映像や音声記録等の多様な媒体の保存、(7) 記録の写真複製物作成、(8) 写真複製の国際交換、(9) アーカイブズ用語の統一、(10) 効果的な検索補助資料の作成、(11) アーキビストの研修、(12) 国際アー

カイブズガイドの新版準備。これらの課題に取り組む国際機関を設立するため、米国国立公文書館は1946年9月にUNESCOに対して、以下の3つの要望を盛り込んだ提言書を作成した。1) できれば1947年中に国際アーキビスト会議を招集し、2) 会議の議題を準備するための暫定国際アーキビスト委員会を設け、会議をアーキビストとUNESCOの間の恒久的な連携を図る組織とするよう尽力し、3) UNESCOの事務局に、アーカイブズに関する小規模だが常設の部署を置くこと。

Buckは講演の中で「我々は、UNESCO、あるいはその他の適切な政府間又は非政府間のチャンネルを通じて、国内外の政府からの命令に縛られること無く、自由に我々自身がプログラムを開発し実行していくことができる機関を設立したいと考えています。」と述べており、⁵当初からアーキビスト主体の非政府的な国際組織を構想していたことが読み取れる。Buckらアメリカのアーカイブズ関係者の強い働きかけにより、1946年12月のUNESCO第1回総会において、アーキビストの国際組織の創設を推進する勧告が採択され、翌年11月の第2回総会で、1948年にアーカイブズ国際機関の創設準備会議を開催するための予算4,000ドルが認められた。⁶

1.2 ICAの誕生

1948年6月9日、各国の国立公文書館の代表がパリのユネスコ本部に集結した。集まったのは、米国国立公文書館長Solon J. Buck、フランス国立公文書館長Charles Samaran、イギリス国立公記録館副館長Hilary Jenkinson、メキシコ国立公文書館長Julio Jimenez Rueda、イタリア国立公文書館長Emilio Re、オランダ国立公文書館長D.P.M.Graswinckel、チェコスロバキアのVaclav Husak、ノルウェー国立公文書館長Asgaut Steinnesらである。これに先立ち、Buckの指示によりコロラド州立公文書館長Herbert Brayerと国立公文書館のOliver Wendell HolmesがICA憲章草案を作成し、会議で検討の結果、一部修正を経て6月9日にICA憲章（以下、憲章）が採択され、フランスのSamaran館長が会長に就任

した。⁷ICAでは、1948年6月9日を創立記念日とし、2007年の年次総会でこの日を「国際アーカイブズの日」と定め、各国でアーカイブズの普及啓発活動を行うことを奨励している。

憲章に基づくICA第1回総会は、1950年8月23日に、パリのユネスコ本部で開催された。国連加盟の各国に招待状が送られ、加盟が認められていなかったドイツ、スペインにも個人扱いで通知が送られた。ロシアとその同盟国は参加しなかったが、30カ国350名の登録があったという。⁸総会では、憲章の修正による会員種別と分担金の決定、役員を選出等が討議された。続いて国際会議がフランス国立公文書館で開催され、「アーカイブズの編成におけるコントロール」「アーカイブズとマイクロ化」「個人（経済）アーカイブズ」「書誌刊行物」の4つのセッションが生まれ、それぞれ各国の代表が報告を行った。ノルマンディー地方への視察や、フランス国立公文書館長主催の夕食会など、華やかな社交行事も行われた。

アーカイブズに携わるプロフェッショナル及び各国国立公文書館のリーダーが集い、自由に討議し、共通の課題に取り組む。一方で晩餐会や開催国の豊かな文化にふれる視察を通じて、世界各国からの参加者の友好を深める。このようなICAの年次会合のあり方は、第1回大会から60年以上を経た現在も、基本的には変わっていない。

2. ICAの現在の組織

変わらないものがある一方で、ICA創設当時から現在までの60年間に起こった世界的な政治・社会情勢の変化が、ICAにも多大な影響を与えたことは言うまでもない。特に、近年の紙から電子への記録媒体の移行、インターネットやソーシャルメディアの出現、グローバルな規模で展開する経済状況などが、ICAの組織のあり方にも影響を与えている。ここからは、憲章⁹の規定及び筆者が館の国際担当として実際にICAの活動に関わった経験をもとに、現在のICAの組織と活動について説明する。

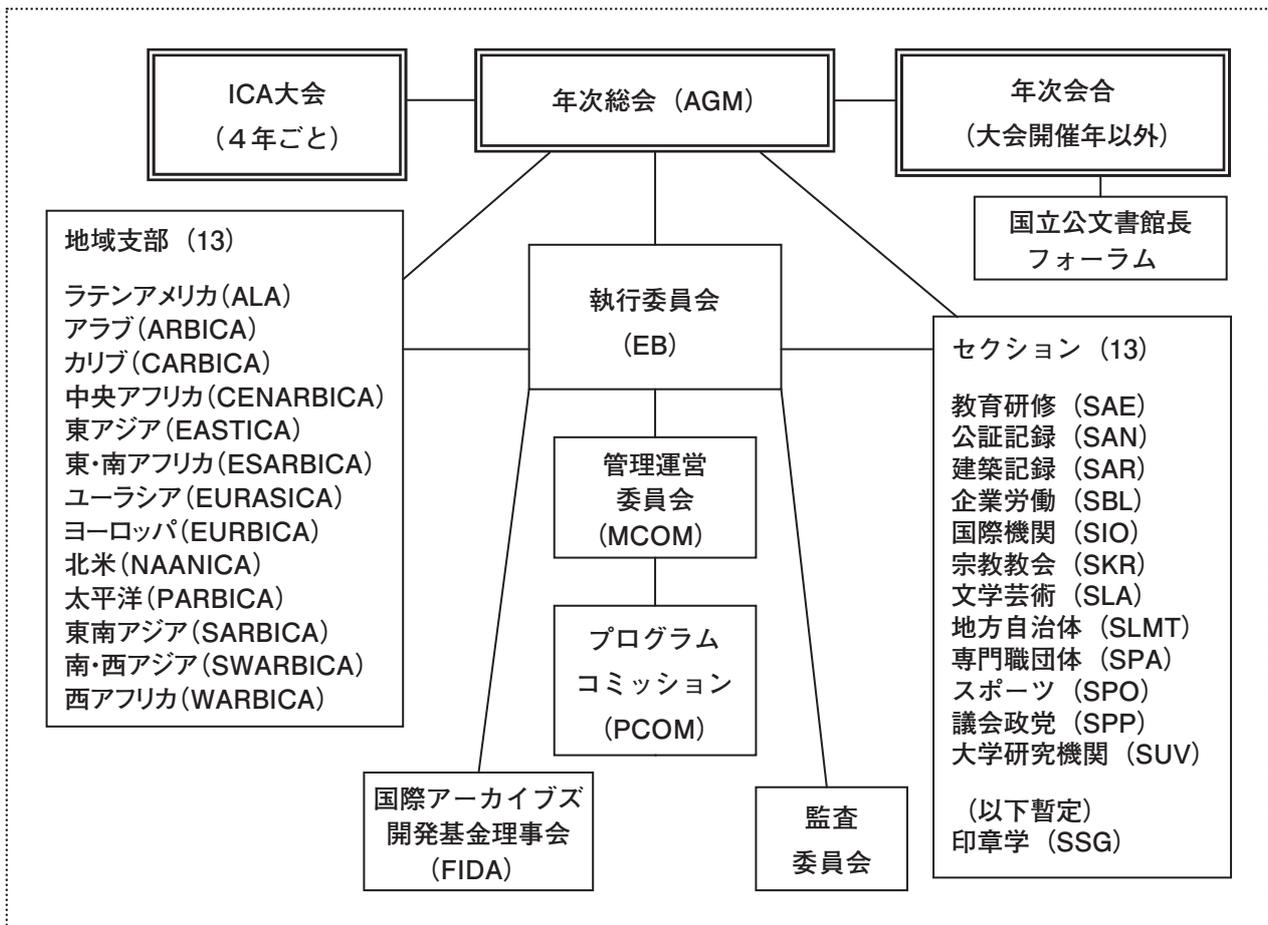


表1 ICAの組織

2.1 ICAの目的

ICAは、憲章(Constitution)に基づいて運営されている。憲章前文は、アーカイブズについて次のように述べている。「アーカイブズは、国家や社会の記憶を構成し、アイデンティティを形成し、情報社会の礎となるものである。人類の活動や業務の証拠を提供することによって、アーカイブズは行政を支援し、個人、組織、国家の権利の基礎となる。公的情報及び歴史知識に対する市民のアクセス権を認めることにおいて、アーカイブズは民主主義、説明責任、良好な統治にとって、不可欠なものである。」このようにアーカイブズを位置づけた上で、第2条ではICAの目的を以下のように定めている。「ICAの目的は、アーカイブズ及び記録管理に関する専門的な諸問題、ならびにアーカイブズ機関の運営と組織に関する経験、研究、意見を共有することによって、記録及びアーカイブズの管理と利用、及び世界中の人類のアーカイブズ遺産の保存を推進することであ

る。」この目的に沿って、世界各国のアーカイブズ関係者が多様な課題に取り組んでいる。

2.2 会員構成

ICAには、現在以下の4つの会員カテゴリーがある。(憲章第4条)

A) 国立公文書館等

各国の国立公文書館や中央公文書館機構。連邦を構成する独立性の高い州等の公文書館もA会員として認められている(カナダ、ドイツ等)。またフランスのように、国立公文書館や地方公文書館等が所属する政府機関(Service interministériel des Archives de France, SIAF)が、国を代表しA会員として加盟しているところもあれば、複数の国立公文書館がA会員となっている国もある。例えばイギリスは、国立公文書館(連邦及びイングランド、ウェールズ)、スコットランド国立公文書館、北アイルランド公記録館の3つの独立した国立公文書館が存在し、それぞれA会員として加盟している。

B) 専門職団体

憲章では、「記録及びアーカイブズの管理・保存、又はアーカイブズに関する研修及び教育に専門的関心を有する個人、又は団体により構成される」国レベル及び国際的な団体（associations）、と定められている。具体的には、アーキビストやアーカイブズ関係機関を会員とする全国規模の団体、アーカイブズの専門教育機関や教育者を会員とする協会等がここに入る。日本では、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会及び日本アーカイブズ学会がB会員として加盟している。

C) アーカイブ関係機関

地方公文書館、企業アーカイブ、大学アーカイブ、アーキビスト教育・研修機関（大学）など、個別の機関はC会員となる。日本からは、現在渋沢栄一記念財団、秩父宮記念スポーツ博物館がC会員として加盟している。

D) 個人会員

アーカイブズ関係機関、アーキビスト教育・研修機関の職員または職員であった個人も、会員として参加できる。

会員カテゴリーごとに年会費が設定されているが、財政上は、ICA 予算の8割以上をA会員が負担している。A会員については国ごとに分担金が定められ、複数のA会員を持つ国は、それぞれ国内でその分担方法を調整している。ICA では現在、各会員の会費の見直しを行っており、A会

員については、国の豊かさと人口を指標とした新たな分担金算出方式が提案されている。2011年度分担金額を見ると、200ユーロから10万ユーロまで国によって大きな差がある。今回の見直しは、先進国数カ国に頼り過ぎている現状を改め、分担金額上位国の金額を減らし、その分他のA会員の負担額を増やして、少しでも平準化を図ることを目的としている。2012年8月にブリスベンで開催される次の年次総会で決定される予定である。

国レベルのB会員の年会費は、2012年4月現在で、会員団体の収入によって50ユーロから400ユーロまでの5種類に分けられている。ARMA インターナショナルのような国際的な組織については600ユーロである。C会員は150ユーロ、D会員は100ユーロ（学生は20ユーロ）となっている。

ICA への加盟を希望する場合は、HPに掲載されているフォームにより加盟申請できるが¹⁰、A、B会員については執行委員会、C、D会員については管理運営委員会による加盟の承認が必要である。（憲章第7条）

2.3 役員を選出

会長をはじめとするICAの役員は、以前は話し合いにより決定されていたが、2004年の憲章改正で選挙により選出することが決まり、2005年春に、年次総会で投票権を有するA、B会員等の投票による初の役員選挙が行われた。その後2007年及び2011年の憲章改正で役職・任期等が改正さ

役 職	任期	2010～2014年／2012～2014年の役員
会長	2年	Martin Berendse（オランダ国立公文書館長）
財政担当副会長	4年	Andreas Kellerhals（スイス連邦公文書館長）
マーケティング & プロモーション担当副会長	2年	Didier Bondue （サンゴバン社アーキビスト、企業労働セクション委員長）
プログラム担当副会長	2年	Henri Zuber （フランス国鉄文書館長、専門職団体代表副会長）
監査委員長	4年	Atakilty Assefaasgedom（元エチオピア国立公文書館長）
監査委員会委員	4年	4地域（アフリカ・アラブ、アジア・オセアニア、ヨーロッパ・北米、ラテンアメリカ・カリブ）の代表4名。 ・2年ごとに半数ずつ改選。
国立公文書館長 フォーラム事務局メンバー	4年	同上4地域の代表4名。 ・2年ごとに半数ずつ改選。

表2 選挙により選出されるICA役員（敬称略）

れ、現在は表2のような役職が選挙によって選出されている。任期2年の役員の再選は3度まで、4年の役員の再選は1度まで、いずれも最長8年間在職可能。(憲章第25条) これら選挙により選ばれた役員のほか、ICA 大会担当(大会ホスト国代表)、専門職団体代表(専門職団体セクション委員長)、地域支部代表、セクション代表の4名の副会長がいる。地域支部とセクションの代表は、それぞれ地域支部議長、セクション委員長が協議して決めている。

2.4 管理運営のための組織

ICAの最高決議機関は、年次総会(Annual General Meeting, AGM)である。通常年1回、後述の大会や年次会合の開催期間に合わせて開かれている。年次総会は、憲章第23-24条により、ICAの戦略の決定、ICAの諸活動に関する会長報告の承認、執行委員会が選出した事務総長の承認、財務報告や決算書及び予算の承認、各会員の会費の決定、憲章改正の承認、地域支部・セクションの設立承認等を行う。A、B会員には投票権が各2票ずつ配分されており、国によってA、B会員がそれぞれ2会員以上存在する場合は、各国内で協議して投票権の行使の手続きを定める。C、D会員は発言権はあるが、投票権は与えられていない。この他、選挙で選ばれた役員は1票の投票権を持つ。(憲章第19~20条)

年次総会の定足数は投票権者の25%で、1) アフリカ・アラブ地域 2) アジア・オセアニア地域 3) ヨーロッパ・北アメリカ 4) ラテンアメリカ及びカリブの異なる4地域のうち、3地域以上から出席していることを条件としている。年次総会参加者は事前の登録を義務付けられ、決議は出席者の過半数の票をもって成立する。ただし、憲章改正の場合のみ、出席者の3分の2以上の多数決を必要とする。(憲章第21~22条)

年次総会の下には執行委員会(Executive Board, EB)がおかれ、年次総会で採択された方針やプログラムを遂行する責務を担う。毎年春と秋の2回開催されている。執行委員会は、会長、副会長、各地域支部議長、各セクション委員長、

事務総長、事務次長から構成されるが、事務総長、事務次長には投票権は無い。当館の館長は、2005~2008年までICA副会長を、また2007~2011年まで東アジア地域支部議長を務めたため、2005~2011年の通算7年間にわたり執行委員会のメンバーとなり、ICAの運営に直接参画した。

執行委員会の下に、さらに管理運営委員会(Management Commission, MCOM)という実施組織が置かれている。執行委員会メンバーのうち、地域支部議長とセクション委員長については、それぞれ2名ずつが代表として参加している。年間3~4回程度、執行委員会開催時の春秋2回のほか、その間の1~2月、6~7月ごろに開催されている。執行委員会から管理運営委員会に取り扱いを委任された事項を処理し、執行委員会の準備にあたる。執行委員会は英仏同時通訳のブースも用意され、人数も30名前後となる大きな会議であるが、管理運営委員会は事務局を含めて10数名であり、英仏両言語を操るメンバーが通訳役を務め、机を囲んで十分な議論を行う。ICAの重要な方針については、まず管理運営委員会で議論を戦わせて草案を練り、執行委員会を経て年次総会にかけられている。

執行委員会と管理運営委員会は、役員が回り持ちで招致することが多い。例えば当館館長が副会長を務めていた2006年5月には、東京で執行委員会を開催した。2012年の春の執行委員会は、財政担当副会長を務めるスイス連邦公文書館長がホストとなり、スイスの首都ベルンで開催される。

これらの管理運営組織やICAの活動全般を監視する組織として、監査委員会(Audit Commission, ACOM)が設けられている。2011年の監査委員会による提言では、執行委員会と管理運営委員会の役割分担を会議細則を設けて明確にし、会合の回数を減らして委員の負担を軽減するよう提案するなど、組織の効率化を提唱している。

2.5 プログラムコミッション

近年、存在感を増しているのがプログラムコミッション(Program Commission)、通称PCOMである。PCOMの役割は、ICAの専門的技術的

プログラムを準備し実施に移すことである。(憲章第48条)年に1回会員を対象にプロジェクトの募集を行い、審査に合格したプロジェクトに活動資金を援助するとともに、その進捗状況を監視する。また、地域支部、セクション、委員会等の活動、及びICA大会その他の会議準備の進捗状況の監督、国際アーカイブズ開発基金の助成金についての助言を行う。2011年のPCOM予算は123,882ユーロで、そのうち89,882ユーロがプロジェクトへの支援に充てられている。2011年の募集に対し応募のあったプロジェクトは15件で、8件がICAのプロジェクトとして認められ、7件に対し資金援助を行った。¹¹

現在PCOMが重点的に推進しているプログラムは、「若手・新人専門職」「緊急事態管理及び災害予防」「グッドガバナンス」「デジタル・レコードキープ」の4つで、ワークショップやセミナーの開催、奨励賞や基金の設置等を支援している。2011年の憲章改正で、今後は年次会合の専門プログラムの編成についてもPCOMが担うことになった。

2.6 大会、年次会合、国立公文書館長フォーラム

冒頭でも触れたように、ICAは4年に1度、大規模な大会(International Congress on Archives)を開催している。2012年の第17回ICA大会は、8月20日～24日、オーストラリアのブリスベンで開催される。また、2016年の大会は、韓国のソウルで開催されることがすでに決定している。大会には、登録料を払えば誰でも参加できる。

大会が開催されない年には、これまでA、B会員のみが参加できる国際公文書館円卓会議(CITRA)が開催されていたが、2011年10月にスペインのトレドで開催された年次総会でCITRAの廃止が決定され、1954年にパリで第1回を開催して以来第43回トレド会合まで、57年間続いた歴史に幕を閉じた。

CITRAに替わって、年次会合(Annual Conference)が開催されることが決まった。年次会合は、1)年次総会などの運営会合 2)国立公文書館長フォーラム 3)専門的なテーマのセ

ミナーにより構成され、これまでのCITRA事務局に替わって国立公文書館長フォーラム事務局が設置された。前述のように3)のセミナーの編成はPCOMが担当する。年次会合には、A、B会員だけでなく、ICA会員であれば誰でも参加できる。CITRAの廃止の背景には、ここ数年重ねられてきたICAの財政基盤強化等に関する議論がある。年次会合への参加を認めることで、C、D会員の加入を促進すること、また近年の経済状況の悪化や電子政府化の進展などにより、政府から多くの課題を突きつけられているA会員のフォーラムを設けて、そのニーズに応えることが期待されている。年次会合は2013年から開始されるが、開催地については2012年の年次総会で決定される見込みである。

2.7 国際アーカイブズ開発基金

国際アーカイブズ開発基金(Fund for the International Development of Archives, FIDA)は、主に開発途上国におけるアーカイブズの発展のために設けられた基金で、ICA予算から配分される資金と、一般の寄付による資金を財源としている。ICAの財政危機が顕在化して以降、しばらく活動を休止していたが、2009年に理事会が再編成され、元イギリス国立公文書館長のSarah Tyacke氏が理事長に就任した。2010年から助成希望者の募集を再開している。助成が認められたプロジェクトには、ガイアナのアーキビスト研修、東・南アフリカ地域支部による視聴覚資料アーキビスト及び写真修復家のための研修、フィジーのアーキビストのニュージーランド国立公文書館における研修などがある。2011年の募集には20件の応募があり、そのうち4件について、2,500～8,000ユーロを助成することが決まっている。FIDAでは、これら補助金の交付のほか、プロジェクトを実施するにあたっての助言や提案、他の応募可能な補助金の紹介なども行っている。現在、当館前館長がアジア地域を代表する理事を務めている。

2.8 地域支部

ICAには表3のように13の地域支部がある。元々当該地域の専門団体として以前から存在し、

表3 ICA 地域支部¹²

支部名	設立年	加盟国・地域（アルファベット順）
ALA （ラテンアメリカ 地域支部）	1976年	アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、メキシコ、パナマ、プエルトリコ、ウルグアイ
ARBICA （アラブ地域支部）	1972年	アルジェリア、バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、モリタニア、モロッコ、オマーン、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエメン
CARBICA （カリブ地域支部）	1975年	アンティグア・バーブーダ、アルーバ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、バミューダ、ケイマン諸島、キュラソー、ドミニカ国、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、マルティニーク（仏）、プエルトリコ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバコ、米領バージン諸島
CENARBICA （中央アフリカ地 域支部）	1982年	アンゴラ、ブルンディ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガボン、ルワンダ、サントメ・プリンシペ
EASTICA （東アジア地域支 部）	1993年	中国、日本、韓国、北朝鮮、モンゴル、香港、マカオ
ESARBICA （東・南アフリカ 地域支部）	1969年	ボツワナ、コモロ、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ケニア、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエ
EURASICA （ユーラシア地域 支部）	2000年	アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、モンゴル、ロシア、ウクライナ、ウズベキスタン
EURBICA （ヨーロッパ地域 支部）	2001年	アンドラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フェロー諸島、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、コソボ、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、マン島、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス
NAANICA （北米アーカイブ ネットワーク）	2004年	カナダ、アメリカ
PARBICA （太平洋地域支部）	1981年	米領サモア、オーストラリア、クック諸島、フィジー、仏領ポリネシア、グアム、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニューカレドニア、ニューゼーランド、ニウエ、北マリアナ諸島、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ
SARBICA （東南アジア地域 支部）	1968年	ブルネイ、カンボジア、東チモール、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
SWARBICA （南・西アジア地 域支部）	1976年	バングラデシュ、ブータン、インド、イラン、ネパール、パキスタン、スリランカ
WARBICA （西アフリカ地域 支部）	1977年	ベニン、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、モリタニア、セネガル、トーゴ

後に ICA の地域支部として承認された支部も含まれる。現在の憲章の地域支部に関する主な規定には以下のようなものがある。(第55～58条)

- 1) 当該地域に本部を持つ、ICA 憲章が定める A 会員（国立公文書館等）及び B 会員（専門団体・教育機関等）に相当する機関及び団体の少なくとも半数が、その地域支部に所属していなければならない。
- 2) A 会員及び B 会員に相当する機関及び団体が地域支部に加盟するには、まず ICA に加盟していなければならない。
- 3) C 会員（アーカイブ関係機関）及び D 会員（個人会員）については、地域支部が自由に会員資格を付与することができる。
- 4) 自らが所属する地域に加え、他の地域支部にも所属を希望する場合は、希望する地域支部役員会の承認が必要。
- 5) 地域支部は、議長、議長代理、事務局長その他の役員を選出し、役員会を構成する。
- 6) 地域支部の会員は、少なくとも 2 年に 1 度会合を開かなければならない。
- 7) 地域支部は、執行委員会の承認を得た上で、ICA 憲章に沿った独自の地域支部憲章を制定できる。
- 8) 地域支部は、事務局が置かれている国で法律に基づいた団体として登録することができる。
- 9) 地域支部の議長及び役員は、記録及びアーカイブの管理・保存に関する機関、アーカイブに関する研修・教育に関する機関の専門職員でなければならない。
- 10) 地域支部の議長の任期は最長 8 年とする。

2.9 セクション

憲章第62条は、「共通の専門的関心、活動を共有する ICA の会員が、ICA の目標の更なる達成と、専門的能力による共同作業の強化を希望する場合、セクションを設けることができる。」と定めている。現在、表 1 のように 13 のセクションが活動している。セクションのメンバーは B、C、D 会員が中心で、独立の活動のみならず、PCOM や地域支部と連携して、セミナーや研修、シンポ

ジウムなどの開催や、国際的なディレクトリの作成などを行っている。日本の会員も、専門職団体セクション(SPA)、教育研修セクション(SAE)、企業労働セクション(SBL)の活動に積極的に参画しており、2006年に第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議(SAEによる会議)、2007年にSPA運営委員会、2011年にSBL運営委員会が日本で開催された。

3. ICA による国際標準、プロジェクト等

3.1 これまでに出された原則等

ICA は、アーカイブズに関係するあらゆる分野の原則や標準の開発に取り組み、その成果を発表してきた。中でも、本誌44号で紹介した公開に関する30年原則(1968年)、記録史料記述の国際標準ISAD(G)(1994年初版、2000年第2版)¹³、アーキビストの倫理綱領(1996年)¹⁴、アーカイブズ及び現用記録に関する立法の諸原則(1996年)¹⁵などが有名で、日本語にも訳されている。最近では、「世界アーカイブズ宣言」¹⁶が2010年9月のオスロにおける年次総会で採択された。これは2007年のCITRA ケベック会合で、ケベックアーキビスト協会が発表した「ケベックアーカイブ宣言」に触発され、専門職団体セクション(SPA)のメンバーが中心となって草案を作成し、アーカイブズの特質や意義、アーキビストの役割、共に行うべき活動等をまとめたものである。この宣言はその後、元セネガル国立公文書館長でUNESCO大使のPapa Momar Diop氏らの尽力により、2011年11月10日のユネスコ総会にかけられ、総会決議として採択された。すでに日本語を含む22ヶ国語に翻訳されている。

これらの原則等は、特別に設置された委員会やワーキンググループのメンバーにより原案が作成され、会員に対し意見募集を行った後、最終的に年次総会で承認される。その後ICAの印刷物やHPで公開され、会員により各国語に翻訳されている。現在、ベストプラクティス及び標準に関する委員会による「アーカイブズへのアクセスに関する方針」草案に対する意見募集が行われており、

2012年の年次総会における採択をめざして準備中である。

3.2 ICA-AtoM

ICAでは、実際のアーカイブズ活動に貢献するソフトウェアやツールの開発にも努めている。2011年11月にバージョン1.2がリリースされたICA-AtoMは、アーカイブズ関係機関が、ICAの国際標準にのっとりウェブ上で所蔵資料を公開するための、無料のオープンソース・ソフトウェアである。AtoMは“Access to Memory”(記憶へのアクセス)の略語。アラブ首長国連邦ドキュメンテーション・リサーチセンター、オランダアーカイブズ学院調査研究所、フランス公文書館局、カナダ国立図書館公文書館、ユネスコみんなのための情報プログラム、世界銀行図書館・アーカイブズ開発部門などが開発資金を提供している。プロジェクトのための運営委員会委員長は、ICA事務総長が務めている。ウェブサイトに随時開発状況がアップされている。¹⁷

終わりに

ICAの活動は、各国政府等の財政的な負担に加え、世界のアーカイブズのリーダーたちの熱意と、未知の分野への果敢な挑戦の精神に支えられ

ている。ICAの多くのプロジェクトや国際標準は、世界各国のアーキビストの無償の貢献無しには実現しなかっただろう。ただ、言語の厚い壁もあり、欧米地域に比べるとアジア地域からのプロジェクト等への参加度は低い。見方を変えれば、日本やその他のアジア諸国のアーカイブズ関係者のニーズが、ICAの中枢部に十分届いていない、ということもあるかもしれない。日本にもようやく公文書管理法制ができ、専門職を養成する大学院も開講して、アーカイブズ活動の基盤が少しずつ整いつつある。若いアーキビストがこれから世界にはばたき、ICAの活動に積極的に参加して、世界のアーキビストと議論を戦わせるようになってほしいと願う。

今夏のICAブリスベン大会では、ICAの様々な活動の成果が発表される予定である。当館では、今後ブリスベン大会に関する情報を、館のHPを通じて提供していく予定である。日本からも多くのアーカイブズ関係者の参加が期待されており、館からも代表団を派遣する予定で準備を進めている。ブリスベン大会に関心のある方は、当館国際担当(Tel. 03-3214-0641)までお問い合わせいただきたい。

(Endnotes)

- ¹ ICA ホームページ “An introduction to our organization” より。アクセス日：2012年4月10日
<http://www.ica.org/102/about-ica/an-introduction-to-our-organization.html>
- ² この会議については以下に詳しい。Geller, Laurence D. Joseph Cuvelier, *Belgian Archival Education and the First International Congress of Archivists*, Brussels, 1910. *Archivaria*. No.16, Summer 1983, p. 26-34.
- ³ 旧版のICA ホームページに掲載されている “Background - ICA History” による。アクセス日：2012年4月10日
<http://www.wien2004.ica.org/en/node/37327>
- ⁴ Solon J. Buck. *The Archivist's 'One World'*. *American Archivist*. No. 10, Jan. 1947, p.17.
- ⁵ Buck, p. 18-20.
- ⁶ Daniels, Maygene. *The Genesis and Structure of the International Council on Archives : An American View*. *American Archivist*. Vol. 50 No. 3, Summer 1987, p. 415-416.
- ⁷ Daniels, p. 416.
- ⁸ Norton, Margaret C. *The First International Congress of Archivists, Paris, France August 21-26, 1950*. *American Archivist*, Vol. 14 No. 1, Jan. 1951, p. 13-32.
- ⁹ アクセス日：2012年4月10日
<http://www.ica.org/5934/reference-documents/ica-constitution.html>
- ¹⁰ ICA 加盟については、ICA 日本語案内ページ参照。アクセス日：2012年4月10日
<http://www.ica.org/6466/welcome/.html>
- ¹¹ 2011年秋季執行委員会資料 (EB2011.2.12) による。
- ¹² ICA ホームページの名簿から、各地域支部のAメンバー国を記載。当該地域支部の役員会の承認を受ければ、複数の地域支部への加入が可能なので、表中重複して2つ以上の地域支部に加盟している国がある。

- ¹³ 初版の日本語訳が出版されている。アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会 2001年7月
- ¹⁴ 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会のHPに翻訳が掲載されている。アクセス日：2012年4月10日
<http://www.jsai.jp/file/archi.html>
- ¹⁵ 浅古弘解説・訳. 国際文書館評議会法律問題委員会最終報告書：記録史料および現用記録に関する立法の諸原則. 比較法学. 第36巻第2号, 2003年1月, p. 185-196.
- ¹⁶ 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会のHPに翻訳が掲載されている。アクセス日：2012年4月10日
<http://www.jsai.jp/file/file-etc/japanese.pdf>
- ¹⁷ ICA-AtoM ホームページ参照。アクセス日：2012年4月10日 <http://ica-atom.org/>